

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和5年の報告及び勧告のポイント>

- 民間給与との較差を解消するため、初任給を始め給料月額を平均0.91%引上げ
- ボーナスを0.1月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分
- 在宅勤務等手当の新設
- フレックスタイム制の導入

ア 民間給与と職員給与との比較

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
370,197円	366,835円	3,362円(0.92%)

(4) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給割合(B)	差(A-B)
4.48月分	4.40月分	0.08月分

イ 給与に関する勧告

(7) 月例給の改定

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて初任給を始め1級から3級までに重点を置いて給料表の給料月額を引上げ

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b 初任給調整手当の改定

医師等の初任給調整手当を引上げ

c 実施時期

令和5年4月1日

改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
366,835円	3,344円*(0.91%)	370,179円

* 給料表の改定に伴う手当額の改定分を含む。

参考（行政職給料表）	
職員数	3,746人
平均年齢	42.1歳
平均勤続年数	17.7年

(4) 特別給（ボーナス）の改定

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.05月分引上げ（4.40月分→4.50月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.25月（現行1.20月）	2.45月（現行2.4月）
	勤勉手当	1.00月（支給済み）	1.05月（現行1.00月）	2.05月（現行2.0月）
	計	2.20月（支給済み）	2.30月（現行2.20月）	4.50月（現行4.4月）
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月
	計	2.25月	2.25月	4.50月

b 実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

(ウ) 在宅勤務等手当の新設

a 手当の概要

住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給

b 実施時期

令和6年4月1日

ウ 勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制の導入

(ア) 改定の内容

- ・ 勤務時間の総量を維持した上で、職員の申告により勤務時間を設定できるようにすること。
- ・ 週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定できるようにすること。

(イ) 実施時期

令和7年4月1日

エ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用I種試験の受験者数は近年、減少傾向。和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて情報発信の強化を図る等、引き続き効果的な採用試験の実施について検討
- ・ 採用後の人材育成には、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を定着させるとともに若手職員の早期退職を防止するため、明確なキャリアパスの提示や働き方改革に取り組むことが必要

(イ) 多様な職員の活躍推進

a 女性職員の活躍

- ・ 管理職の女性割合は上昇しているものの、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革に、より真剣に取り組む必要

b 障害者雇用

- ・ 今後も、計画的な採用を推進するとともに、採用後の定着に向け、障害者活躍推進計画に基づく取組を推進することが必要

c 高齢層職員の活躍

- ・ 意欲をもって働くことができる対応を考える必要
- ・ その他ジェンダーアイデンティティ等の多様性への対応が必要

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要

(エ) 勤務環境の整備

a 長時間労働の是正等

(a) 超過勤務の縮減

- ・ 人事委員会規則で定められた超過勤務の上限の超過や特例業務未処理が多数存在
- ・ 超過勤務を正確に把握・管理するため客観的な記録を基礎とした勤務時間管理に移行することが必要

(b) 教育職員の働き方改革の推進

- ・ 教育委員会は、長時間労働の是正について具体的な成果を出しておらず、「教職員等の働き方改革推進プラン」の目標達成のため、対策を講じる必要がある

(c) 年次有給休暇の取得促進等

- ・ 取得日数は増加しているが、知事部局と教育委員会では特定事業主行動計画の目標に達し

- ていないため、計画的・連続的取得の促進に引き続き取り組むことが必要
- b 柔軟な働き方の推進
 - (a) テレワークの推進
 - ・ 業務プロセスの変革やD Xの推進など働き方そのものの見直しを行い、テレワークを推進していくことが必要
 - (b) フレックスタイム制の導入
 - ・ 国や他の地方公共団体で導入・利用されていること、民間においても勤務時間の柔軟化が進んでいることから導入
 - (c) 勤務間インターバル制の導入
 - ・ 人事委員会規則に新たな努力義務の規定を設け、業務体制の見直しや時差勤務の積極的な活用、業務合理化等による超過勤務の縮減等により実現に向け取組
 - c 仕事と家庭の両立支援の推進
 - ・ 「こども未来戦略方針」により男性職員の育児休業取得率の目標が大幅に引き上がったことから、より一層の取組が必要
 - d 心の健康づくりの推進
 - ・ ストレスチェックを始め心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
 - e ハラスメントの防止対策
 - ・ 人事院は「ゼロ・ハラスメントを実現するとの目標を掲げ、従来以上の具体的取組が必要」としており、実効性のある取組を従来以上に推進していくことが必要
 - (オ) 会計年度任用職員
 - ・ 常勤職員との均衡を図る際に、報酬水準が引き上がるため、従来以上に、職務の内容や責任などを考慮し、報酬水準を適切に設定することが必要
 - (カ) 服務規律の確保
 - ・ より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(2) 報告資料

ア 職員の給与（令和5年4月1日現在）

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		令和4年4月	増減					本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
全		14,141	△ 112	人	3,444	24	12	308	2,568	5,261	11	2,513
一般職員	行政職	3,746	△ 57	人	2,958	24	12	262	175	-	11	304
	研究職	220	2	人	172	-	-	26	-	-	-	22
	医療職(1)	25	△ 5	人	25	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	90	△ 2	人	89	-	-	-	1	-	-	-
	医療職(3)	200	1	人	200	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	17	△ 2	人	-	-	-	-	-	17	-	-
	学校事務職員	283	△ 6	人	-	-	-	-	-	283	-	-
	計	4,581	△ 69	人	3,444	24	12	288	176	300	11	326
教育職員	高等学校等教育職員	2,338	△ 46	人	-	-	-	-	2,338	-	-	-
	県立中学校教育職員	54	-	人	-	-	-	-	54	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	4,981	△ 11	人	-	-	-	20	-	4,961	-	-
	計	7,373	△ 57	人	-	-	-	20	2,392	4,961	-	-
	警察官	2,187	14	人	-	-	-	-	-	-	-	2,187

(注) 任期付職員、任期付研究員及び暫定再任用職員については、本表には含まれていない。
（以下、(エ)までについて同じ。）

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
全		人 14, 141	歳 40. 5	年 16. 0
一 般 職 員	行政職	3, 746	42. 1	17. 7
	研究職	220	42. 4	16. 0
	医療職(1)	25	40. 1	5. 9
	医療職(2)	90	42. 3	15. 8
	医療職(3)	200	43. 5	15. 5
	学校栄養職員	17	42. 1	18. 3
	学校事務職員	283	38. 5	18. 7
	計	4, 581	42. 0	17. 5
教 育 職 員	高等学校等教育職員	2, 338	43. 1	18. 0
	県立中学校教育職員	54	38. 8	13. 9
	市町村立小・中学校等 教育職員	4, 981	39. 0	13. 9
	計	7, 373	40. 3	15. 2
警察官		2, 187	38. 4	16. 0
令和4年4月 全		14, 253	40. 8	16. 3

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表		計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
全		100.0	81.8	5.9	12.2	0.0	59.9	40.1
一般職員	行政職	100.0	78.1	7.1	14.7	0.2	71.8	28.2
	研究職	100.0	96.4	2.3	1.4	—	75.5	24.5
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	76.0	24.0
	医療職(2)	100.0	81.1	18.9	—	—	55.6	44.4
	医療職(3)	100.0	43.5	48.5	8.0	—	37.5	62.5
	学校栄養職員	100.0	58.8	41.2	—	—	—	100.0
	学校事務職員	100.0	0.4	29.7	70.0	—	41.0	59.0
	計	100.0	72.7	10.4	16.7	0.1	68.0	32.0
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	97.0	2.8	0.2	—	52.8	47.2
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	—	—	55.6	44.4
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	94.3	5.7	0.0	—	43.5	56.5
	計	100.0	95.2	4.7	0.1	—	46.5	53.5
警察官		100.0	55.7	0.6	43.6	0.0	88.3	11.7
令和4年4月 全		100.0	81.5	6.2	12.2	0.1	60.3	39.7

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		給 料	扶養手当	地域手当	小 計	住居手当・ 管理職手当等	合 計
全		円 342,040	円 9,281	円 12,840	円 364,161	円 12,810	円 376,971
一 般 職 員	行政職	326,153	9,755	15,926	351,834	15,001	366,835
	研究職	346,704	10,050	13,438	370,192	16,812	387,004
	医療職(1)	408,192	6,240	71,069	485,501	375,612	861,113
	医療職(2)	327,066	9,261	9,039	345,366	7,213	352,579
	医療職(3)	334,303	9,445	6,759	350,507	5,334	355,841
	学校栄養職員	307,053	1,647	7,978	316,678	5,209	321,887
	学校事務職員	293,254	5,318	7,193	305,765	7,890	313,655
	計	325,858	9,423	15,003	350,284	16,006	366,290
教 育 職 員	高等学校等教育職員	380,106	9,115	13,387	402,608	9,180	411,788
	県立中学校教育職員	351,520	7,750	13,417	372,687	12,843	385,530
	市町村立小・中学校等 教育職員	346,646	6,962	9,797	363,405	13,499	376,904
	計	357,292	7,651	10,962	375,905	12,125	388,030
警察官		324,514	14,482	14,643	353,639	8,425	362,064

令和4年4月	全	341,642	9,272	12,863	363,777	12,900	376,677
	行政職	326,836	9,994	15,879	352,709	14,598	367,307

(注) 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

令和5年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
275事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

c(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業により17層に分類し、これらから
118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、「(イ)産業別、規模別調査事業所数」のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るとき
は、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集 計

(a) 調査実人員

初任給関係314人（行政職に相当する調査実人員266人）、初任給関係以外の調
査職種4,812人（行政職に相当する調査実人員4,141人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は17,215人であり、行政職に相当するものは
12,311人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規 模 規 模 計 産 業	規模計	事 業 所 規 模					企 業 規 模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	99	5	6	7	32	49	32	47	20
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業、建 設 業	4	-	-	-	3	1	1	2	1
製 造 業	52	4	3	3	17	25	8	34	10
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	20	-	1	2	6	11	10	4	6
卸 売 業、小 売 業	2	1	-	-	-	1	1	-	1
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 質 貸 業	4	-	1	1	1	1	4	-	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	17	-	1	1	5	10	8	7	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が19所あった。

2 調査対象事業所118所に占める調査完了事業所99所の割合(調査完了率)は、83.9%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	223,304	226,016	217,671	※ 195,874
	短大卒	190,048	※ 188,005	※ 198,250	×
	高校卒	172,641	※ 181,205	169,056	161,670

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「×」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(エ) 職種別、学歴別給与額等

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	5	52.5	874,721	50	874,671	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	5	52.5	874,721	50	874,671	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	9	53.0	629,384	—	629,384	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	5	55.5	736,921	—	736,921	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	50.0	495,028	—	495,028	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	99	52.9	627,704	5,250	622,454	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	74	53.0	654,964	1,990	652,974	
	短大卒	4	54.2	541,367	14,082	527,285	
	高校卒	20	51.9	544,125	14,178	529,947	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	81	53.7	664,887	4,360	660,527	同 上
	大学卒	50	52.7	724,215	1,862	722,353	
	短大卒	10	55.6	615,321	10,476	604,845	
	高校卒	21	54.9	568,691	6,804	561,887	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	84	51.1	540,273	1,879	538,394	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長―課長間）
	大学卒	70	50.5	549,301	2,210	547,091	
	短大卒	5	51.5	566,793	1,439	565,354	
	高校卒	9	54.5	473,299	—	473,299	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	36	51.3	527,248	20,561	506,687	同 上
	大学卒	16	50.7	609,383	10,875	598,508	
	短大卒	5	50.9	499,583	21,541	478,042	
	高校卒	15	51.8	479,943	26,820	453,123	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	249	49.5	515,033	4,590	510,443	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	165	48.0	547,817	5,313	542,504	
	短大卒	21	51.6	416,235	1,277	414,958	
	高校卒	60	52.1	478,334	4,452	473,882	
	中学卒	3	50.8	512,978	13	512,965	
	技術課長	233	50.8	568,888	9,762	559,126	同 上
	大学卒	128	50.5	596,538	4,066	592,472	
	短大卒	31	51.7	594,175	9,467	584,708	
	高校卒	74	50.8	514,171	19,116	495,055	
	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和5年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職（部長―課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	175	46.5	503,033	34,002	469,031	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
	大学卒	134	45.2	508,695	35,856	472,839	
	短大卒	12	50.5	452,948	28,282	424,666	
	高校卒	28	50.4	489,095	26,076	463,019	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術課長代理	124	39.8	499,766	58,337	441,429	同 上
	大学卒	105	38.8	505,003	61,741	443,262	
	短大卒	9	46.9	466,405	31,883	434,522	
	高校卒	10	53.3	426,229	15,171	411,058	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	265	46.4	447,270	28,035	419,235	係の長及び係長級専門職
	大学卒	173	45.1	440,778	27,199	413,579	
	短大卒	14	47.7	405,229	21,780	383,449	
	高校卒	77	49.2	471,108	31,542	439,566	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	266	47.7	540,431	60,163	480,268	同 上
	大学卒	125	44.7	531,691	45,051	486,640	
	短大卒	25	46.8	481,827	56,830	424,997	
	高校卒	115	51.9	564,718	81,192	483,526	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務主任	241	43.4	350,132	36,169	313,963	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
	大学卒	142	41.0	351,388	38,726	312,662	
	短大卒	24	48.2	348,224	28,778	319,446	
	高校卒	75	46.6	348,290	33,651	314,639	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	281	46.6	562,148	87,604	474,544	同 上
	大学卒	98	41.7	534,949	97,398	437,551	
	短大卒	39	47.1	658,002	119,484	538,518	
	高校卒	143	49.4	550,325	72,117	478,208	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務係員	1,004	39.7	304,823	29,637	275,186	
	大学卒	500	35.5	315,259	36,035	279,224	
	短大卒	188	45.4	290,351	20,335	270,016	
	高校卒	316	43.2	296,496	24,798	271,698	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	989	34.8	383,109	63,492	319,617	
	大学卒	375	36.8	371,199	58,810	312,389	
	短大卒	178	33.6	418,184	72,872	345,312	
	高校卒	435	34.1	372,336	61,695	310,641	
	中学卒	1	X	X	X	X	

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。